

刈谷市工事施行に関する事務取扱要領

関係例規等

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、刈谷市の工事の施行に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工 事 建設工事（施設修繕を含む。）及び委託業務（測量、調査、設計及び監理の工事関係委託並びにその他委託の一部をいう。）をいう。
- (2) 契約担当者 刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 契約者 契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (4) 各課等の長 刈谷市予算決算会計規則（平成2年規則第4号。以下「会計規則」という。）第3条第2号に規定する各課等の長をいう。
- (5) 工事担当部長 企画財政部長、産業環境部長、建設部長、都市政策部長、都市公園部長及び水資源部長をいう。
- (6) 工事担当課長 工事の施行を担当する各課等の長をいう。
- (7) 依頼工事 各課等の長が工事担当課長に施行を依頼する工事をいう。
- (8) 設計金額 消費税及び地方消費税の相当額を含んだものをいう。
- (9) 契約金額 消費税及び地方消費税の相当額を含んだものをいう。

(工事の施行依頼)

第3条 各課等の長は、工事の施行を依頼しようとするときは、必要な説明資料を添えて、工事施行依頼

「事務取扱要領の運用」

(趣旨)

第1条 本要領の取扱範囲については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 10万円以下の施設修繕については「会計事務の手引」により事務の取扱いをするものとする。
- (2) 国又は他の地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人を契約者とする場合は、市長の決裁をもって事務を取扱うものとする。
- (3) その他の委託の一部とは、刈谷市工事施行に関する事務取扱要領（平成2年4月1日施行）第7条の規定により依頼されたものをいう。

「刈谷市契約規則」

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。
- (2) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。
- (3) 監督職員 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。
- (4) 検査職員 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。

様式第1号 工事施行依頼書

書（様式第 1 号）を工事担当部長に提出しなければならない。

（契約検査課の事務）

第 4 条 契約検査課の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当初設計金額が 1 3 0 万円を超える建設工事及び当初設計金額が 5 0 万円を超える委託業務の契約に関すること。
- (2) 当初設計金額が 1 3 0 万円を超える建設工事の検査に関すること。
- (3) 前号に規定する以外の工事で契約担当者が必要と認める工事の検査に関すること。

第 2 章 設計書の作成

（設計書の作成）

第 5 条 工事担当課長は、工事を施行しようとするときは、工事設計書（様式第 2 号）を作成するものとする。ただし、設計金額が 1 3 0 万円を超えない建設工事及び設計金額が 5 0 万円を超えない委託業務（以下「小額工事」という。）については、別に定めるところによるものとする。

（工事の施行）

第 6 条 工事を施行するときは、刈谷市決裁規程（昭和 3 7 年訓令第 1 号。以下「決裁規程」という。）の規定により決裁を受けるものとする。

「事務取扱要領の運用」

（工事の施行依頼）

第 2 条 工事施行依頼書は、当該予算の内示があった日から 1 4 日以内に、土木管理課に提出するものとする。

様式第 2 号 工事設計書

「事務取扱要領の運用」

（設計書の作成）

第 3 条 小額工事については、工事内訳書（様式第 1 号）を作成するものとする。ただし、補助事業については、すべて工事設計書を作成するものとする。

〔様式第 1 号 工事内訳書〕

工事内訳書						
工 事 名						
路線等の名称						
工 事 場 所 刈谷市 町						
工 期 日間						
工 事 内 訳						
工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
添付書類						

「事務取扱要領の運用」

（工事の施行）

第 4 条 依頼工事の施行伺いは、依頼課の合議を経るものとする。

2 工事発注については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として用地等の解決見通しのないものは、発注対象に含めないものとする。
- (2) 工期の最終月日は、遅くとも 2 月末日を目処とする。

第3章 契約の締結

（工事の入札執行依頼）

第7条 工事担当課長は、工事（小額工事を除く。）の入札又は見積書の徴収を依頼するときは、刈谷市業者選定審査会の開催日7日前までに、関係書類を添えて工事入札執行依頼書（様式第3号）により契約検査課長に依頼するものとする。

（契約方法及び入札者等の決定）

第8条 工事の契約方法並びに一般競争入札の入札参加資格要件及び落札者、指名競争入札の入札者並びに随意契約における見積者は、刈谷市業者選定審査会の選定及び資格の確認に基づき契約担当者が決定するものとする。ただし、小額工事については、別に定めるところによるものとする。

関係例規等

様式第3号 工事入札執行依頼書

「事務取扱要領の運用」

（工事の入札執行依頼）

第5条 随意契約を希望する場合は、工事入札執行依頼書に随意契約理由書（様式第2号）を作成し、添付するものとする。

〔様式第2号 随意契約理由書〕

随意契約理由書	
工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	町
工 事 担 当 課	課
業 者 名	
根 拠 法 令	
(随意契約とする理由)	

「刈谷市業者選定審査会規程」

「事務取扱要領の運用」

（契約方法及び入札者等の決定）

第6条 小額工事の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積者は工事担当課長が入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録された業者のうちから選定し、「工事の施行及び見積書の徴収について」（起案例第2）により決裁を受けるものとする。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までの規定による随意契約については、随意契約理由書（「運用」第5条関係参照）を添付するものとする。

〔起案例第1 工事の施行伺〕

〔起案例第2 工事の施行及び見積書の徴収伺〕

〔起案例第3 指名競争入札者の指名伺〕

〔起案例第4 見積書の徴収伺〕

「刈谷市契約規則」

（第22条 入札者の指名）

（第24条 随意契約の限度額）

（第24条の3 見積書の徴収）

「刈谷市工事請負業者選定要領」

「刈谷市工事請負業者選定要領の運用」

「地方自治法」

（第234条 契約の締結）

「地方自治法施行令」

（第167条 指名競争入札）

（第167条の2 随意契約）

第8条の2 一般競争入札は、刈谷市一般競争入札取扱要領（平成9年4月1日施行）に基づいて行うものとする。

（指名等の通知）

第9条 指名競争入札の通知は、指名競争入札通知書（様式第4号）により、随意契約の見積書徴収の通知は、見積書徴収通知書（様式第5号）により契約担当者が行うものとする。

（入札内容等の公表）

第10条 前条の規定により指名競争入札通知書を交付したときは、入札内容等を次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、工事名、路線等の名称、工事場所、入札日時、入札場所及び予定価格とする。
- (2) 公表は、指名競争入札通知書（様式第4号）によるものとする。
- (3) 公表の期間は、入札執行日までとする。
- (4) 公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧の場所は、総務部契約検査課とする。

（入札の辞退）

第11条 入札執行の完了に至るまでに入札辞退があったときは、当該辞退者からその旨を明記した書面を徴するものとする。この場合において、入札参加者の追加指名は行わないものとする。

「刈谷市一般競争入札取扱要領」

様式第4号 指名競争入札通知書

様式第5号 見積書徴収通知書

「事務取扱要領の運用」

（指名等の通知）

第7条 工事担当課長は、やむを得ない事情があるときは、見積期間の短縮について契約検査課長と協議するものとする。

「建設業法施行令」

（建設工事の見積期間）

第6条 法第20条に規定する見積期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- (2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
- (3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

「刈谷市契約規則」

（第22条 入札者の指名）

様式第4号 指名競争入札通知書

「刈谷市工事関係入札心得書」

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第3号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

(予定価格書の作成)

- 第12条** 予定価格を定めるときは、消費税及び地方消費税の相当額を含んだ総額で定めるものとする。
- 2 予定価格を定めたときは、予定価格書(様式第8号)を作成するものとし、予定価格とともに入札書比較価格(予定価格の110分の100の価格をいい、見積の時は見積書比較価格。以下同じ。)を併記するものとする。
- 3 最低制限価格を設けるとときは、定めた予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定めるものとし、前2項の規定を準用するものとする。

(入札等の執行)

- 第13条** 入札は、刈谷市工事関係入札心得書(昭和54年4月1日施行)及び郵便による入札を行う際は刈谷市郵便入札心得書(令和3年4月1日施行。以下、総称して「入札心得書」という。)に基づいて行うものとし、入札執行場所の見やすいところに入札心得書、刈谷市工事請負契約条項(昭和54年4月1日施行)、刈谷市委託業務契約条項(昭和54年4月1日施行)及び刈谷市工事監理委託契約条項(平成2年4月1日施行)を掲示するものとする。
- 2 落札決定は、入札書比較価格における予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札書に記載した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を入札書に記載した者のうち最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10を加算した額を落札額とする。
- 3 入札の経過は、入札執行調書(様式第9号)により記録するものとする。
- 4 見積書の徴収は、第1項及び第2項の規定を準用し、見積執行調書(様式第10号)により記録するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

様式第8号 予定価格書

「事務取扱要領の運用」

(予定価格書の作成)

- 第8条** 予定価格の決定者(支出負担行為等の決裁区分による決裁権者)は、予定価格を決定し、直ちに私印を予定価格書等の所要箇所に押印し、封かんした後、契約検査課長に開札の時刻まで保管させるものとする。
- なお、決定者が工事担当課長の場合は、自ら保管するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する場合は、予定価格書の封かんを省略することができる。

「刈谷市契約規則」

(第13条 予定価格の作成)

(第14条 予定価格の決定方法)

(第15条 最低制限価格の作成)

様式第9号 入札執行調書

様式第10号 見積執行調書

「事務取扱要領の運用」

(入札等の執行)

- 第9条** 設計書を省略した場合の見積りの徴収については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 工事内訳書により見積りを行わせ、見積書には、明細書を添付し提出させるものとする。
- (2) 工事担当課長は、業者から提出された見積書を工事担当者に精査チェック押印させるとともに、工事担当係長に確認の上審査済みの押印をさせるものとする。
- (3) 見積書を検討し、適当と認められる見積者を決定したときは、見積執行調書に記録し、直ちにその旨及び契約金額を見積者に口頭で通知するものとする。
- 2 再度入札は2回とする。ただし、予定価格を事前に公表する場合は、行わないものとする。
- 3 入札執行に際しては、各回とも最低入札書記載金額のみ読み上げるものとする。
- なお、落札したときは、落札業者名及び落札額(最低入札書記載金額に10パーセントを加算した額をいう。)を読み上げるものとする。

「刈谷市契約規則」

(第6条 不正契約者等の報告)

「地方自治法施行令」

(第167条の4 一般競争入札の参加者の資格)

「刈谷市工事関係入札心得書」

「刈谷市工事請負契約条項」

「刈谷市委託業務契約条項」

「刈谷市工事監理委託契約条項」

(入札の公開)

第14条 設計金額が3,000万円を超える建設工事については、入札を次により公開するものとする。

- (1) 公開入札日は、原則として火曜日の午前9時からとする。
- (2) 入札の傍聴を希望する者には、入札傍聴者受付簿(様式第11号)に住所及び氏名を記入させ入場を認めるものとする。

(入札結果等の公表)

第15条 第10条の規定により公表した工事については、入札事務の整理後、入札結果等を次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、第10条第1号に規定する事項のほか、入札経緯を含めた全入札者名、入札書記載金額及び落札額とする。この場合において、入札辞退者名についても公表するものとする。
 - (2) 公表は、入札執行調書の写しによるものとする。
 - (3) 入札不調のときは、入札執行調書の落札業者名欄に「不調」と表示する。
 - (4) 公表の期間は、指名競争入札通知書により通知をした日の属する年度及び翌年度までの間とする。
 - (5) 公表の方法は、閲覧によるもののほか、刈谷市ホームページへの掲載の方法による。
- 2 随意契約の見積書徴収(小額工事を除く。)については、その結果を見積執行調書の写しにより公表するものとする。この場合において、公表は、前項と同様の方法により行う。
- 3 一般競争入札に付した工事に係る入札結果等の公表については、刈谷市一般競争入札取扱要領第12条によるものとする。

(入札により契約できないときの契約)

第16条 入札に付し入札者がいないとき、若しくは再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときの契約方法等は、別に定めるところによるものとする。

様式第11号 入札傍聴者受付簿

「事務取扱要領の運用」

(入札により契約できないときの契約)

第10条 入札執行回数限度内において落札者がなく、入札書比較価格と最低入札書記載金額との差が小額、又は次の要件の一に該当する場合は、随意契約ができるものとする。ただし、この場合においては、「随意契約について」(起案例第5)により決裁を受けるものとする。

- (1) 特殊工事等で他に指名する者がいない場合
 - (2) その他やむを得ない事情で指名替えを行うことができない場合
- 2 上記以外の場合は、新たに所定の指名審査又は資格審査の手続きを行うものとする。

[起案例第5 随意契約同]

(工事入札等の結果通知)

第 17 条 契約検査課長は、入札を執行したときは、入札の経過と結果を工事入札結果通知書(様式第 12 号)により工事担当課長に通知するものとする。
なお、見積書を徴収した場合も同様とする。

(契約の締結)

第 18 条 工事担当課長は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに支出負担行為決議書(以下「決議書」という。)により決議した後、関係書類を添えて工事契約締結依頼書(様式第 13 号)により契約検査課長に依頼するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに工事請負契約書(様式第 14 号)又は委託業務契約書(様式第 15 号)により契約締結の事務を行い、関係書類を添えて工事契約締結通知書(様式第 16 号)により工事担当課長に通知するものとする。

3 前項に規定する以外の契約は、決議書により決議した後、工事担当課長が速やかに工事請負契約書、委託業務契約書、請書(様式第 17 号)又は請書(委託業務)(様式第 18 号)により契約締結の事務を行うものとする。

様式第 12 号 工事入札結果通知書

様式第 13 号 工事契約締結依頼書

様式第 14 号 工事請負契約書

様式第 15 号 委託業務契約書

様式第 16 号 工事契約締結通知書

様式第 17 号 請書

様式第 18 号 請書(委託業務)

「事務取扱要領の運用」

(契約の締結)

第 11 条 依頼工事にあつては、決議書による決議は、依頼課で行うものとする。

2 債務負担行為又は継続費に係る 2 年度以上にわたる工事の契約を締結するときは、「特約条項」(様式第 3 号)として定めて契約を締結するものとする。

[様式第 3 号 特約条項]

1 契約金の支払条件

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、下表のとおりとする。

年度	支払限度額	出来高予定額

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

3 前払金の支払条件

各会計年度の前金払は、各会計年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内とし、中間前金払については、10 分の 2 以内とする。ただし、前会計年度の出来高が出来高予定額を超えないときは、超えるまで当該会計年度の前金払はしないものとする。

4 部分払金の支払条件

(1) 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

(2) この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、契約条項第 32 条第 2 項の規定にかかわらず、次の算式により計算した額(1,000 円未満は切り捨てる。)を当該会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

関係例規等

- ア 前払金の支払いを受けている場合
部分払金の額 $\leq$ 請負代金額
 $\times$ 出来形歩合 $\times 9 / 10$
－（前会計年度までの支払金額
＋当該会計年度の部分払金額）
－ {請負代金額 $\times$ 出来形歩合
－（前会計年度までの出来高予定額
＋出来高超過額）}
 $\times$ 当該会計年度前払金額
 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額
- イ 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合
部分払金の額 $\leq$ 請負代金額
 $\times$ 出来形歩合 $\times 9 / 10$
－前会計年度までの支払金額
－（請負代金額 $\times$ 出来形歩合
－前会計年度までの出来高予定額）
 $\times$ （当該会計年度前払金額
＋当該会計年度の中間前払金額）
 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

「会計規則」

（会計管理者等への合議）

第28条 次に掲げる経費に係る支出負担行為をしようとするときは、会計管理者等に合議をしなければならない。

- (1) 工事請負費で1件1,500万円を超えるもの

「刈谷市契約規則」

（第26条 契約書の作成）

（第27条 契約書の記載事項）

（第28条 契約書の省略）

第4章 工事の施行

（監督職員の任命）

第19条 契約担当者は、工事ごとに監督職員を任命するものとする。ただし、その他委託業務については、契約担当者が監督職員を置く必要がないと認めるときは、監督職員を置かないことができるものとする。

2 契約担当者は監督職員を「監督職員の任命及び通知について（伺い）」（起案例第6）にて任命する。

3 監督職員を変更するときには、前項の規定を準用するものとする。

（監督職員の通知）

第19条の2 監督職員を定めたときは、「監督職員通知書」（様式第19号）により、その職氏名を受注

「刈谷市契約規則」

（第45条 監督及び検査）

（第51条 監督の職務と検査の兼職禁止）

「工事監督要領」

（第3条 監督の体制）

（第4条 監督職員の任命基準）

様式第19号 監督職員通知書

様式第19号の2 監督職員変更通知書

者に通知しなければならない。また、監督職員を変更したときも、「監督職員変更通知書」（様式第 19 号の 2）により同様に通知しなければならない。

（監督の方法）

第 20 条 監督は、工事監督要領（平成 2 年 4 月 1 日施行）に基づいて行うものとする。

（工程表）

第 21 条 工程表は、設計図書に定めるところにより、工程表届（様式第 20 号）により契約締結後 5 日以内に、契約担当者に提出させるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 22 条 現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の通知は、現場代理人等通知書（様式第 21 号）により契約締結後 5 日以内に、契約担当者に提出させるものとする。

（契約者の申出による契約期間の延長）

第 23 条 契約期間の延長の申出は、契約期間延長申出書（様式第 22 号）により契約担当者に提出させるものとする。

2 契約担当者は、前項の申出を承認するときは、契約期間延長承認通知書（様式第 23 号）により契約者に通知するとともに期間延長前の履行期日において出来形検査を行うものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定による承認があったときは、契約期間延長申出書の写し及び契約期間延長承認通知書の写しを添えて契約期間延長通知書（様式第 24 号）により契約検査課長に通知するものとする。

（違約金の徴収）

第 24 条 契約担当者は、前条の契約期間の延長が契約者の責によるものであるときは、遅延日数に応じて、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金を徴収するものとする。

「建設業法」

（第 19 条の 2 現場代理人の選任等に関する通知）

「刈谷市工事請負契約条項」

（第 10 条 監督職員）

「刈谷市契約規則」

（第 46 条 監督職員の一般的職務）

「工事監督要領」

「工事監督の心得」

様式第 20 号 工程表届

様式第 21 号 現場代理人等通知書

様式第 22 号 契約期間延長申出書

様式第 23 号 契約期間延長承認通知書

様式第 24 号 契約期間延長通知書

「事務取扱要領の運用」

（違約金の徴収）

第 12 条 工期は、適正な工期を採用し、市側の理由による工事の遅延を極力排除するとともに、契約者の責に帰すべき理由により工事が遅延した場合は、違約金の徴収について厳正な取扱いをするものとする。

2 契約者の申出による契約期間の延長をする場合の理由とは、次のものをいう。

(1) 天災地変等やむを得ない理由

ア 異常気象による長雨、積雪、凍結等のため作業不能等によるもの

イ 災害による手戻り、作業不能及び材料搬入困難等によるもの

ウ その他善良な施工管理者として、特にその責に帰することができない理由によるもの

(2) 契約者の責に帰すべき理由

ア 労力不足によるもの

イ 材料入手の遅延によるもの

ウ 建設機械の借入遅延又は故障によるもの

エ 施工上の管理の不備又は過失によるもの

オ その他契約者の責に帰すべきことが明白な場合

3 完了検査の結果、修補補正指示書により指定した期間は工期延長と認めないものとする。

4 違約金徴収の際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

(契約者の申出によらない契約期間の延長)

第25条 契約担当者は、工事の施行上、契約期間延長の必要があるときは、契約期間延長協議書(様式第25号)により契約者と協議し、契約者から契約期間延長承諾書(様式第26号)を徴するものとする。

2 工事担当課長は、前項の契約期間延長承諾書を受理したときは、契約期間の延長伺の写し及び契約期間延長承諾書の写しを添えて契約期間延長通知書により契約検査課長に通知するものとする。

(契約内容の変更)

第26条 工事担当課長は、第5条の規定により作成した工事設計書に基づく工事の内容を変更しようとするときは、工事設計変更事務取扱要領(平成2年4月1日施行)に基づき工事変更設計書(様式第27号)を作成し、工事の変更施行について、その作成した工事変更設計書を添えて、決裁規程の規定により決裁を受けるものとする。

2 工事担当課長は、前項の決裁を受けたときは、速やかに決議書により決議した後、関係書類を添えて工事変更契約締結依頼書(様式第28号)により契約検査課長に依頼するものとする。ただし、小額工事については、決議書により決議した後、工事担当課長が速やかに工事請負変更契約書(様式第29号)、委託業務変更契約書(様式第30号)、変更請書(様式第31号)又は変更請書(委託業務)(様式第32号)により変更契約締結の事務を行うものとする。

3 契約検査課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに工事請負変更契約書又は委託業務変更契約書により変更契約締結の事務を行い、関係書類を添えて工事変更契約締結通知書(様式第33号)により工事担当課長に通知するものとする。

(工事の下請負)

第27条 契約者は、その請負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

[起案例第7 契約期間の延長伺
(天災地変等による場合)]

[起案例第8 契約期間の延長伺
(契約者の責による場合)]

[起案例第9 違約金の徴収伺]

「刈谷市契約規則」

(第32条 履行遅延による違約金)

(第34条 履行期限の延長等)

様式第25号 契約期間延長協議書

様式第26号 契約期間延長承諾書

「事務取扱要領の運用」

(契約者の申出によらない契約期間の延長)

第13条 契約者の申出によらない契約期間の延長をする場合の理由とは、次のものをいう。

- (1) 用地買収等の遅れによるもの
- (2) 家屋移転等の遅れによるもの
- (3) 用地境界の確認の遅れによるもの
- (4) 関連する他工事の遅れによるもの
- (5) 工事を一時中止したもの
- (6) その他特別の事情によるもの

[起案例第10 契約期間の延長伺]

様式第27号 工事変更設計書

様式第28号 工事変更契約締結依頼書

様式第29号 工事請負変更契約書

様式第30号 委託業務変更契約書

様式第31号 変更請書

様式第32号 変更請書(委託業務)

様式第33号 工事変更契約締結通知書

「事務取扱要領の運用」

(契約内容の変更)

第14条 契約金額の増減を伴わない変更契約は、決議書による決議を省略し、「工事の変更施行について」(起案例第11)の伺い文末尾に「なお、御高裁の上は、別紙案により変更契約を締結してよろしいか。」と記入して決裁を受けるものとする。

2 依頼工事の工事の変更施行伺いは、依頼課の合議を経るものとし、決議書による決議は、依頼課で行うものとする。

[起案例第11 工事の変更施行伺]

「刈谷市契約規則」

(第36条 契約内容の変更)

「工事設計変更事務取扱要領」

「刈谷市契約規則」

(下請負の制限)

第35条 契約担当者は、契約者が委託その他何らの名義をもってするを問わずその請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は

関係例規等

他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせるようなことをさせてはならない。

- 2 契約担当者は、下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は下請負の変更を求めることができる。

様式第37号 工事一時中止決定書

[起案例第13 工事の一時中止伺]

[(別表) 契約解除に伴う精算方法]

様式第38号 契約解除通知書

様式第39号 契約解除通知書(保証事業会社用)

様式第40号 契約解除精算通知書

様式第41号 契約解除保証金請求通知書

「事務取扱要領の運用」

(契約の解除)

- 第15条 契約の解除の際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

[起案例第14 契約の解除伺]

[起案例第15 契約の解除に伴う精算伺]

「刈谷市契約規則」

(第33条 債務不履行による損害賠償)

(第37条 契約担当者の解除権)

(第39条 契約解除の方法)

(第40条 契約解除による精算)

様式第42号 工事譲渡(承継)承諾申出書

様式第43号 工事譲渡(承継)承諾書

[起案例第16 工事の(譲渡・承継)伺]

様式第44号 名称等変更届

「事務取扱要領の運用」

(名称等変更届)

- 第16条 名称等変更届は、工事担当課及び契約検査課へ提出させるものとし、届出日から新たな名称等を使用するものとする。

様式第45号 部分使用協議書

様式第46号 部分使用同意書

様式第47号 部分使用通知書

(工事の一時中止)

第28条 契約担当者は、工事の一時中止をする必要があるときは、その時点で出来形検査を行うものとする。

- 2 契約担当者は、工事を一時中止するときは、工事一時中止決定書(様式第37号)により契約者に通知するものとする。

(契約の解除)

第29条 契約担当者は、契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書(様式第38号)により契約者に通知するとともに、契約解除通知書(様式第39号)により「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)」に通知するものとする。

- 2 契約担当者は、契約解除に伴う精算をするときは、出来形検査を行った上、別表に定める精算方法により精算額を確定し、契約解除精算通知書(様式第40号)により契約者に、契約解除保証金請求通知書(様式第41号)により保証事業会社に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第30条 権利義務の譲渡又は承継の申出は、工事譲渡(承継)承諾申出書(様式第42号)により契約担当者に提出させるものとする。

- 2 契約担当者は、前項の申出を承諾するときは、工事譲渡(承継)承諾書(様式第43号)により契約者及び譲受(承継)人に通知するものとする。

(名称等変更届)

第31条 契約者の名称若しくは組織又は住所の変更があったときは、名称等変更届(様式第44号)を速やかに契約担当者に提出させるものとする。

(部分使用)

第32条 契約担当者は、工事目的物の引渡し前にいてその一部又は全部を使用する必要があるときは、部分使用協議書(様式第45号)により契約者

と協議して、部分使用同意書（様式第 46 号）を徴し、部分使用通知書（様式第 47 号）により契約者に通知するものとする。この場合、必要と認めるときは、当該使用部分の出来形検査を行うものとする。

（部分引渡し）

第 33 条 工事の完成に先立って、工事目的物の一部完了部分の引渡しを受ける必要があるときは、次により処理するものとする。

- (1) 契約担当者は、部分引渡協議書（様式第 48 号）により契約者と協議し、部分引渡承諾書（様式第 49 号）を徴するものとする。
- (2) 部分引渡承諾書徴収後の事務手続は、工事の完了の手続きを準用し、検査職員は一部完了検査調書（様式第 50 号）により契約担当者に報告し、契約担当者は一部完了検査合格通知書（様式第 51 号）により契約者に通知するものとする。

様式第 48 号 部分引渡協議書

様式第 49 号 部分引渡承諾書

様式第 50 号 一部完了検査調書

様式第 51 号 一部完了検査合格通知書

「事務取扱要領の運用」

（部分引渡し）

第 17 条 部分引渡しの際の出来形検査における出来形歩合は、支払金額が円の単位まで誤差の生じないものとする。

2 部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により計算した額とする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事にあつては、算式中「契約金額」を「当該会計年度の支払限度額」と読み替えるものとする。

（算式）

部分引渡しに係る請負代金額＝指定部分に相応する請負代金額×（1－前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。）／契約金額）－指定部分に相応する支払済部分払金の額

※ 前金払をしなかった場合は、算式中「前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。）」を「0」として計算するものとする。

（損害賠償）

第 34 条 契約担当者は、工事の一時中止、契約の解除、部分使用その他の理由により、契約者から損害賠償の請求があつたときは、意見を付して市長に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 工事の完了

（工事の完了届）

第 35 条 工事が完了したときは、完了届（様式第 52 号）を直ちに契約担当者に提出させるものとする。

様式第 52 号 完了届

「刈谷市契約規則」

（第 44 条 完了通知）

（検査職員の任命）

第 36 条 契約担当者は、工事ごとに検査職員を係長以上の職員から任命するものとする。ただし、第 4 条第 2 号に規定する検査の検査職員は、契約検査課検査担当の職員から任命するものとする。

様式第 54 号 工事検査依頼書

「刈谷市契約規則」

（第 45 条 監督及び検査）

（第 51 条 監督の職務と検査の兼職禁止）

- 2 前項本文の任命は、完了届の余白欄を使用し「検査職員に〇〇〇〇を任命してよろしいか。」と記入して、決裁を受ける方法による。前項ただし書の任

命は、工事検査依頼書（様式第54号）の余白欄を使用し、「検査職員に〇〇〇〇を任命してよろしいか。」と記入して、決裁を受ける方法による。

3 検査職員（中間検査に係る検査職員を除く。）の任命の時期は、次のとおりとする。ただし、第4条第2号に規定する検査の検査職員の任命の時期は、契約検査課長が工事検査依頼書（様式第54号）を受理したときとする。

(1) 完了検査 完了届の提出のあったとき。

(2) 出来形検査

ア 部分払の場合にあっては、出来形検査の申出があったとき。

イ 部分使用の場合にあっては、部分使用をしようとするとき。

ウ 違約金を徴収して契約期間を延長する場合にあっては、契約期間の延長を承認しようとするとき。

エ 工事の一時中止の場合にあっては、工事を一時中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合にあっては、契約を解除しようとするとき。

4 中間検査の検査職員は、契約担当者が中間検査を必要と認めたとき任命するものとする。

（検査の時期）

第37条 完了検査は、完了届を受理した日から14日以内に行うものとする。

2 出来形検査及び中間検査は、検査職員任命後遅滞なく行うものとする。

（検査の依頼等）

第38条 工事担当課長は、第4条第2号の検査を受けようとするときは、関係書類を添えて工事検査依頼書により遅滞なく契約検査課長に依頼するものとする。

2 契約検査課長は、前項の工事検査依頼書を受理したとき及び中間検査を実施するときは、検査日等を定め、工事検査実施通知書（様式第55号）により工事担当課長に通知するものとする。

3 契約担当者は、検査を行うときは、検査の日時及び対象工事名等を契約者に通知するものとする。

（検査の方法）

第39条 検査は、工事検査要領（昭和54年4月1日施行）に基づいて行うものとする。

（検査の報告）

第40条 検査職員は、工事の完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第56号）により契約担当者に直ちに報告するものとする。この場合において、その給付に不完全な部分があると認めたときは、修補補正調書（様式第57号）を添えるものと

様式第55号 工事検査実施通知書

「事務取扱要領の運用」

（検査の依頼等）

第18条 契約者への検査の日時等の通知は、監督職員が口頭で行うものとする。

「工事検査要領」

「刈谷市契約規則」

（第47条 検査職員の一般的職務）

様式第56号 完了検査調書

様式第57号 修補補正調書

様式第58号 出来形検査調書

様式第59号 中間検査報告書

「刈谷市契約規則」

する。

- 2 検査職員は、工事の出来形検査を行ったときは、出来形検査調書（様式第58号）により契約担当者に直ちに報告するものとする。
- 3 検査職員は、工事の中間検査を行ったときは、中間検査報告書（様式第59号）により契約担当者に直ちに報告するものとする。

（修補補正の命令）

第41条 契約担当者は、検査職員から工事の修補補正調書を受領したときは、修補補正指示書（様式第61号）により契約者に修補補正を命じるものとする。

（修補補正完了届）

第42条 修補補正が完了したときは、修補補正完了届（様式第62号）を直ちに契約担当者に提出させるものとする。

（修補補正の確認）

- 第43条** 完了検査を行った検査職員は、修補補正箇所に係る給付の内容について確認するため、検査を行うものとする。
- 2 検査職員は、修補補正に係る検査を行ったときは、修補補正完了検査調書（様式第63号）により契約担当者に直ちに報告するものとする。

（検査結果の通知）

第44条 契約検査課長は、検査を行ったときは、完了検査調書、出来形検査調書、中間検査報告書又は修補補正完了検査調書を添えて工事検査結果通知書（様式第64号）により工事担当課長に通知するものとする。

第45条 工事担当課長は、前条の工事検査結果通知書を受領したときは、次により事務を行うものとする。ただし、小額工事については、別に定めるところによるものとする。

- (1) 完了検査にあつては、検査完了後7日以内に検査の結果及び工事目的物の引渡し時期を検査合格通知書（様式第65号）により契約者に通知するものとする。
- (2) 出来形検査にあつては、速やかに検査の結果を出来形検査結果通知書（様式第66号）により契約者に通知するものとする。

第6章 契約代金の支払

（前金払）

- 第46条** 契約金額が300万円以上の工事は、前金払をすることができるものとする。
- 2 前金払の割合は、契約金額の10分の4以内とす

様式第61号 修補補正指示書

[起案例第20 修補補正指示伺]

様式第62号 修補補正完了届

様式第63号 修補補正完了検査調書

様式第64号 工事検査結果通知書

様式第65号 検査合格通知書

様式第66号 出来形検査結果通知書

「事務取扱要領の運用」

（検査結果の通知）

第19条 小額工事の検査結果は、検査合格通知書の交付に替えて口頭で通知するものとする。

[起案例第21 検査結果伺]

「刈谷市契約規則」

（第49条 検査結果の通知）

様式第67号 前払金請求書

「事務取扱要領の運用」

る。ただし、委託業務については10分の3以内とする。

- 3 前払金は、前払金保証証書を添えた前払金請求書（様式第67号）を受理した日から15日以内に支払うものとする。
- 4 前金払をした工事において、契約内容の変更に伴い契約金額に増減が生じて、特に必要と認めた場合を除き前払金の増額又は減額は行わないものとする。
- 5 契約担当者は、前払金の支払を受けた者が、保証事業会社との間の保証契約が解除されたときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

（中間前金払）

第46条の2 前条の規定により前金払をした建設工事は、追加の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

- 2 中間前金払の割合は、契約金額の10分の2以内とする。
- 3 中間前金払は、次の各号のすべてに該当する場合にできるものとする。
 - (1) 工期が90日以上あること。
 - (2) 工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 前払金を受けていること。
 - (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (6) 部分払いの請求をしていないこと
- 4 中間前金払は、前払金保証証書及び中間前払金認定書（様式第74号）等の関係書類を添えた中間前払金請求書（様式第75号）を受理した日から15日以内に支払うものとする。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、中間前金払について準用する。

（部分払）

（前金払）

第20条 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）における前金払は、当該契約に基づく当該会計年度の出来高予定額の10分の4（委託業務は10分の3）以内とする。ただし、前会計年度の出来高が当該会計年度の出来高予定額を超えなかった場合の前金払は、前会計年度の出来高予定額を超えるまで支払うことができないものとし、出来高予定額を超えたかは工事担当課長が判断するものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額に対して10分の4（委託業務は10分の3）以内とする。

3 前払金額は、次の算式により計算した額を支払うものとする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事にあつては、算式中「契約金額」を「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

（算式）

建設工事

$$\text{契約金額} \times 4 / 10$$

委託業務

$$\text{契約金額} \times 3 / 10$$

4 前払金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

「刈谷市契約規則」

（第54条 前払金）

様式第73号 中間前払金認定申請書

様式第73号の別紙 工事履行報告書

様式第74号 中間前払金認定書

様式第75号 中間前払金請求書

「事務取扱要領の運用」

（中間前金払）

第20条の2 複数年度契約における中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額の10分の2以内とし、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 当該会計年度の前金払を受けていること。
- (2) 当該会計年度の工期の2分の1を経過していること。
- (3) 当該会計年度の出来高が予定額の2分の1以上であること。
- (4) 当該会計年度の部分払いの請求をしていないこと。

2 前条第3項及び第4項の規定は、中間前払金の金額の計算について準用する。この場合において、第3項中「4/10」とあるのは「2/10」と読み替えるものとする。

「刈谷市契約規則」

（第54条 前払金）

第47条 部分払における出来形検査の申出は、出来形検査申出書（様式第68号）により契約担当者に提出させるものとする。

2 部分払金は、部分払請求書（様式第69号）及び出来形検査調書により、部分払請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。

様式第68号 出来形検査申出書

様式第69号 部分払請求書

「事務取扱要領の運用」

（部分払）

第21条 部分払は、出来形部分に相応する契約金額の10分の9以内とする。

2 部分払金の額は、次の算式により計算した額から既に支払った部分払金の額を減じた額を支払うものとする。

（算式）

部分払金の額 ≤ 契約金額 × 出来形歩合
× (9 / 10 - 前払金額 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。))
／ 契約金額

※ 前金払をしなかった場合は、算式中「前払金額 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。)」を「0」として計算するものとする。

3 複数年度契約において、前会計年度末における出来形部分に相応する契約金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、契約者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

4 複数年度契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第2項の規定にかかわらず、次の算式により計算した額を当該会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(1) 前払金の支払いを受けている場合

（算式）

部分払金の額 ≤ 契約金額 × 出来形歩合
× 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額
+ 当該会計年度の部分払金額)
- { 契約金額 × 出来形歩合
- (前会計年度までの出来高予定額
+ 出来高超過額) } × 当該会計年度前払金額
／ 当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

（算式）

部分払金の額 ≤ 契約金額 × 出来形歩合
× 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額
- (契約金額 × 出来形歩合
- 前会計年度までの出来高予定額)
× (当該会計年度前払金額
+ 当該会計年度の中間前払金額)
／ 当該会計年度の出来高予定額

5 出来形歩合、第2項算式中「前払金額 (中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。)) / 契約金額」、第4項第1号算式中「当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額」及び同項第2号算式中「(当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額」は、少数第3位以下は切り捨てるものとする。

6 部分払金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7 (起案例第22)については、会計管理者及び会計課長に合議するものとする。

8 契約者が出来形検査申出書を提出し、その検査が工事場所以外であった場合は、工事担当課は、検査場所等を明示した書類を添付さ

せるようにするものとする。

[起案例第22 部分払に係る出来形検査伺]

「刈谷市契約規則」

(第53条 部分払の限度額)

様式第70号 請求書

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受理した日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 略

(この法律の準用)

第14条 この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

様式第71号 工事台帳

様式第72号 依頼工事関係図書引継書

「事務取扱要領の運用」

(依頼工事の引継ぎ)

第22条 依頼工事の工事目的物は、完了検査日（修補補正があった場合は、修補補正完了検査日）をもって契約者から直接依頼課が引渡しを受けたものとする。

(精算払)

第48条 契約代金は、請求書（様式第70号）及び完了検査調書又は修補補正完了検査調書により、請求書を受理した日から40日（委託業務にあつては30日）以内に支払うものとする。

2 部分引渡しに伴う契約代金の支払は、請求書と一部完了検査調書により、指定部分に相応する契約代金を支払うものとし、前項に準じて処理するものとする。

第7章 雑 則

(工事台帳)

第49条 工事担当課長は、工事台帳（様式第71号）を調整し、工事の施行経過を明らかにするものとする。

(依頼工事の引継ぎ)

第50条 工事担当課長は、依頼工事が完了したときは、関係書類を添えて依頼工事関係図書引継書（様式第72号）により依頼した各課等の長に引き継ぐものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

(建設工事に係る予定価格の事前公表制度の試行に関する要領の廃止)

- 3 建設工事に係る予定価格の事前公表制度の試行に関する要領(平成13年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年1月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、平成21年1月20日前に締結された契約のうち、契約期間が満了していないものについても適用する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、平成３１年３月１日から施行する。
(経過措置)

２ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）附則第１６条の規定により読み替えて適用する同法附則第７条第１項の規定に該当する工事の施行に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、令和２年４月１日から施行する。
(経過措置)

２ 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

１ この要領は、令和２年１０月１日から施行する。
(経過措置)

２ 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

１ この要領は、令和３年４月１日から施行する。
(経過措置)

２ 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領第12条の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名通知する指名競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の刈谷市工事施行に関する事務取扱要領第27条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。